

平成 30(2018)年度

第 4 回栃木県公共事業評価委員会

会議結果の概要

栃木県県土整備部技術管理課

平成 30(2018)年度 第 4 回栃木県公共事業評価委員会
会議結果概要

- 1 日 時 平成 31(2019)年 3 月 15 日 (金) 13:30~14:10
- 2 場 所 栃木県公館 大会議室
- 3 出席者 (委員) 池田 裕一 (宇都宮大学 地域デザイン科学部教授)
梅澤 啓子 (栃木県女性団体連絡協議会 副会長)
執印 康裕 (宇都宮大学 農学部教授)
大澤 和敏 (宇都宮大学 農学部准教授)
執印 康裕 (宇都宮大学 農学部教授)
堂場 加奈子 (弁護士 栃木県弁護士会)
長谷部 周彦 (栃木県経済同友会)
- 4 議事案件
栃木県県土整備部所管事業の再評価について (審議案件)
(1) 道路事業 1 件

5 議 事

県土整備部所管事業の再評価について（審議案件）

○一般国道400号 三島・西赤田

【栃木県】

道路事業の再評価概要書（資料1-1）により説明。

以下、助言、質疑応答等

【執印委員】

大変丁寧な説明をありがとうございました。B/Cのところでもっと確認したいのですが、それぞれの便益は残事業で2.8、全体では2.1ということです。この中で特にどれがというわけではないのですが、大きい便益というか一番効果があるものはどういう場合なのか、確認の意味を含めて教えてください。

【栃木県】

こちらのスライドにございますのは、国庫補助事業のときに道路事業で使う3便益と呼ばれるものでございます。国土交通省でこちらの便益で算出なさいますということになっております。

一番上は「走行時間短縮便益」といって、これまで例えば10分かかっていたところが5分で行けるようになれば、その分をほかの生産的な活動に使えるという考えではじいている便益でございます。こちらがやはり一番多くなっております。

そのほかに「走行経費減少便益」というものがございまして、これは経済的な速度で車が走れるほど燃費もよくなったりタイヤの消耗も減ったりといったものを経費に換算しております。

最後に「交通事故減少便益」というものがございまして、こちらは例えば交差点というのは非常に事故が発生する割合が多いところですので、交差点が減ればこの便益は上がりますし、中央分離帯ができますと交通事故が減るということでこの便益が上がってきます。

今回の場合は、片側1車線の2車線道路で中央分離帯がない状況から、片側2車線の4車線道路で中央分離帯がある状況になりますので、この便益が交通事故減少として挙がっているものでございます。

【池田委員長】

よろしいでしょうか。

【執印委員】

はい。

【池田委員長】

他に御質問、コメント等はありませんか。どうぞ。

【大澤委員】

私から1つ質問させていただきますが、先ほどあった費用便益分析のところの総費用が、今回変更された額になっているのかどうかの確認です。

【栃木県】

これは今回変更いたしました額になっております。先ほどから44億円ということで御説明しているとおりでございます。ただ、費用便益分析のときに使う費用は、過去に使ったお金については多目の額に、未来に使うお金については少な目の額に換算して合計するというやり方をとりますので、このような値になっております。

【大澤委員】

ありがとうございます。

【池田委員長】

よろしいでしょうか。他に御質問等はありませんか。どうぞ。

【長谷部委員】

関連してですが、今の便益の交通時間短縮のところに関して、資料の御説明であった交通量の推計は、どの時点の交通量で便益の計算するのでしょうか。

【栃木県】

交通量の推計値は、平成22年の交通量がまずベースとなっております。そちらは実測値でございます。推計した交通量の値は、20年後ということで平成42年です。

【長谷部委員】

その意味では、現時点と比較すると、平成42年の時点でこれだけの時間の短縮が発生するという意味合いでよろしいのでしょうか。

【栃木県】

はい、そうです。

【長谷部委員】

わかりました。

【池田委員長】

よろしいでしょうか。

【長谷部委員】

はい。

【池田委員長】

ありがとうございます。他に御質問等はございませんか。どうぞ。

【執印委員】

ちょっと確認というわけでもないのですが。スライド8の最初の事業目的のところには1、2、3とあって、渋滞緩和による円滑化と、連携強化による産業観光支援、安全な通行空間の確保とあります。それに対してこういう効果があるということで、本来、この目的に対してこういう便益がありますという数字が恐らく出るはずだと思います、素人的には。ただ、国としての計算の仕方があるので、それはそれとしてB/Cは計算するのでしょうか。

何となく思うのは、交通事故といったものが減ることは非常に大きな便益というか大きなメリットになりますよね。ただ、実際の計算上では0.何億円としか出ませんが。その辺の違和感ではないのですが、目的に対してこれだけの便益があったのだということもストーリーとしてはあるのかなと。余計なことかもしれませんが。どうしても目的がありますから、目的に対してこれだけの便益があったというお話も多分できるかなと。コメントです、余計なことですが。

【池田委員長】

今のコメントに対して何かありますか。

【栃木県】

国庫補助事業で求められる3便益ということでは、確かに1の部分の時間短縮、あるいは経費節減、交通事故減少については3番の部分が数値としては出るかと思います。しかし、例えば3番については、両側に歩道ができて幅員も十分広いものができる、あるいは自転車が安心して通れる路肩が設けられるというのは、数値化はしてありませんが、定性的に安全安心の度合いが向上するというのは効果として挙げられると思います。

【執印委員】

わかりました。どうしても数値と、数値にできない便益がある。そういったことも見直しのときに入れるといいのかなという気がします、何もがちがちではなく。

【栃木県】

今、国のほうでは、道路事業については3つの便益で出すということで手法が決められていて、全国どこでもやっていますので、これで便益を出すという手法をとっているところがございます。

意見の取りまとめ

【池田委員長】

それでは、委員会の意見の取りまとめを行いたいと思います。

道路事業「一般国道400号三島・西赤田工区」につきまして、県の対応方針（案）に対する御意見がありましたらお願いいたします。

特にございませんか。

それでは、御意見等がございませんようですので、委員会としての意見内容の取りまとめといたしましては、県の方針どおり「対応方針（案）のとおり事業を継続する」ことを妥当としたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【池田委員長】

それでは、ただいまの内容を委員会の意見として栃木県の知事に報告いたします。

では、以上をもちまして本日の議事は終了したいと思います。